

**第 1 回 広島市安佐自然体験交流センター（仮称）整備・運営事業者選定部会
議事要旨**

1 会議名

第 1 回 広島市安佐自然体験交流センター（仮称）整備・運営事業者選定部会

2 開催日時

令和 7 年 2 月 1 2 日（水） 1 8 時 0 0 分～ 1 9 時 3 0 分

3 開催場所

広島市役所本庁舎 1 4 階第 7 会議室
（広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号）

4 出席委員

(1) 委員（五十音順）

親泊委員、金谷委員、栗崎委員（副部会長）、橋本委員、人見委員、村田委員、
山田委員（部会長）

(2) 事務局

橋本こども青少年支援部長、大平青少年育成担当課長、青少年育成担当職員

5 議事

- (1) 部会長、副部会長の選任について
- (2) 議事の公開について
- (3) 広島市安佐自然体験交流センター（仮称）整備・運営事業の概要について

6 公開・非公開の別

- (1) 公開
- (2) 公開
- (3) 非公開

7 傍聴人の人数（報道関係者を除く。）

0 人

8 会議資料

次第

広島市安佐自然体験交流センター（仮称）整備・運営事業者選定部会 委員名簿

広島市安佐自然体験交流センター（仮称）整備・運営事業者選定部会 配席表

資料1 広島市公共施設整備等事業者選定審議会規則

資料2 広島市公共施設整備等事業者選定審議会の公開に関する取扱要領

資料3 広島市情報公開条例（抜粋）

資料4 広島市安佐自然体験交流センター（仮称）整備・運営事業の概要について

参考資料1 広島市安佐自然体験交流センター（仮称）整備・運営事業概要説明書（素案）

参考資料2 青少年野外活動センター・こども村及び三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンターの更新に係る基本計画 【概要版】

9 議事要旨

(1) 部会長、副部会長の選任について

（事務局）

- ・ 資料1「広島市公共施設整備等事業者選定審議会規則」の第7条第3項において、「部会に、部会長及び副部会長各1人を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。」と規定している。指名推薦の方法により選任することとしてはどうか。

<異議なし、との声>

（事務局）

- ・ 異議が無いため、部会長は、指名推薦の方法により選任することとする。推薦はあるか。

（栗崎委員）

- ・ 山田委員は、本部会元である「広島市公共施設整備等事業者選定審議会」の副会長を務めており、広島市の審議会を数多く経験しているため、部会長にふさわしく、私から推薦させていただく。

（事務局）

- ・ 山田委員を部会長に、との推薦があったがどうか。

<異議なし、との声>

（事務局）

- ・ それでは、山田委員は部会長に就任していただき、ここからは、山田部会長に議事の進行をお願いする。

（山田部会長）

- ・ 議事に沿って副部会長の選任を行う。副部会長については、私から推薦させていただきたいがどうか。

<異議なし、との声>

（山田部会長）

- ・ 副部会長は、「広島市公共施設整備等事業者選定審議会 広島市北部地区学校給食セ

ンター（仮称）等新築工事・管理運営事業者選定部会」で委員を務めた経験があり、
今回のような事業者選定に精通しておられる栗崎委員にお願いしたいと思うがどうか。

<異議なし、との声>

（山田部会長）

- ・ それでは、栗崎委員に副部会長をお願いしたいと思う。

(2) 議事の公開について

（山田部会長）

- ・ 次に、議事(2)「議事の公開について」、事務局から資料の説明をお願いする。

（事務局）

- ・ 議事の公開の決定について、「資料 2 広島市公共施設整備等事業者選定審議会の公開に関する取扱要領」の第 2 条第 1 項において、「審議会の会議は、これを公開する。ただし、次に掲げる議題について審議を行う場合は非公開とする。」としており、同項第 1 号では、「会議資料に広島市情報公開条例第 7 条各号に掲げる情報のうちいずれかが含まれる場合」及び同項第 2 号、「その他公にすることが不相当と認める場合」と記載している。

また、第 2 条第 2 項において「議題を非公開とする場合の決定は、会長に一任する。」としており、第 10 条の準用規定により、『「会長」とあるのは「部会長」と読み替える』とされている。

このため、議事(3)の公開の是非については、山田部会長に判断いただきたいと考えているが、決定に当たって、議事の内容について、事務局から説明を行う。

- ・ 議事(3)の内容は、現時点で対外的に公表していない本事業の詳細なスケジュールや事業者の募集及び選定の方法といった内容を含んでおり、審議内容を公開することによって、「資料 3 広島市情報公開条例」第 7 条第 1 項第 6 号の「市の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に当たると考えられる。

これらを踏まえて、判断をお願いする。

（山田部会長）

- ・ 議事(3)の内容については、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに当たり、公にすることが不相当と認められるものと思われるが、各委員はどうか。

<異議なし、との声>

（山田部会長）

- ・ それでは、議事(3)については非公開とする。

(3) 広島市安佐自然体験交流センター（仮称）整備・運営事業の概要について

（非公開のため省略）